平成２８年（フ）第１６２号
兵庫県宝塚市星の荘１番16号
債務者　信夫佳世子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
兵庫県宝塚市平井４丁目11番27号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目16番８号　山下文化１一西号
債務者　中野技研こと　中野　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０８号
兵庫県尼崎市今福１丁目２番10―510号
債務者　中澤　**廣**次
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番15―401号
債務者　澁谷　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７２号
神戸市垂水区高丸１丁目８番６号高丸ビル402号室、住民票上の住所神戸市垂水区千鳥が丘２丁目５番16号
債務者　千年屋こと　井口　修司
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７８号
神戸市中央区中山手通６丁目１番８号金本ハイツ201号
債務者　石川久美子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２２号
神戸市灘区福住通６丁目１番19号　グランディール福住201号、従前の住所神戸市灘区王子町１丁目１番11号　アルコーブ王子　２Ｆ
債務者　金澤　敬子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１号
島根県仁多郡奥出雲町大馬木826番地
債務者　落合　和宏
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
山口市宮野下694番地６　エスポワール105号、前住所山口市大内御堀777番地15
債務者　小椋　隆彦
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
広島県尾道市手崎町７番15号　陽奥アパート105
債務者　竹之内孝美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
山口市小郡新町３丁目２番１－８号　宮ノ前改良住宅１棟
債務者　中谷　仁志
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
福島県いわき市小名浜玉川町北30番地の６フレンズ玉川103
債務者　藤田　英洋
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第４号
栃木県真岡市さくら２丁目７番地７ダイヤモンドハイツＢ棟101号
債務者　古橋　　覚
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第４６号
長野県上田市中央４丁目14番18号　赤松町ビル20号
債務者　清水　建二
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５７号
岐阜県可児市徳野南２丁目71番地　ｓａｌｌｅ　ｄｅ　ｓｅｊｏｕｒ－201、前住所愛知県犬山市字東北野287番地５
債務者　荻曽　昭彦
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部